

北九州市外郭団体評価会議開催要綱

(目的)

第1条 北九州市外郭団体指導調整要綱で規定する外郭団体について、ミッションの遂行状況や経営状況の評価及び市と継続的に随意契約を行っている業務の妥当性について、広く有識者から意見を聴取するため、北九州市外郭団体評価会議(以下「会議」という。)を開催する。

(構成員の役割)

第2条 会議の構成員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 外郭団体のミッションの遂行状況の評価に関すること。
- (2) 外郭団体の経営状況の評価に関すること。
- (3) 外郭団体が市と継続的に随意契約を行っている業務の妥当性に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、座長が必要と認めたこと。

(構成員)

第3条 構成員は学識者、公認会計士等の専門知識を有するものうちから市長が選任する。

2 ただし、市長が必要と認めるときは、上記以外の者を選任することができる。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は2年とし、再任は妨げない。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置く。

- 2 座長は構成員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(招集)

第6条 会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

2 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 構成員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(事務局)

第8条 会議の事務局を総務局行政経営課に置き、会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。